

「導管利用の公平性・利便性向上に向けた自主的な取組み」の進捗状況について

東京ガス株式会社
大阪ガス株式会社
東邦ガス株式会社

昨年12月のガスシステム改革小委員会でご提案した自主的な取組みについては、各社が託送利用者様と個別に協議を重ねているところです。既に、本年4月には「託送受付センター」や「託送情報センター」を設置するなど、実施に移しております。

引き続き、行政当局様や託送利用者様のご指導やご要望を賜りながら、現行の会計分離の下での一層の導管利用の公平性・利便性向上に向けて取り組んでまいります。

＜具体的進捗状況＞

（ア）新たな同時同量方式の導入

①取組み内容（報告書の記載内容、以下同じ）

小口の託送供給について通常の同時同量より注入オペレーションが容易になり、通信設備のコスト負担も軽減する「プロファイリング託送方式」、及び導管の公平利用の観点から全てのガス小売事業者に等しいオペレーションを求める「ロードカーブ託送方式」の導入に向け、託送利用者との議論を通じ検討を進める。

②進捗状況

審議会においていただいたご意見を踏まえつつ、新たな同時同量方式として、プロファイリング方式、ロードカーブ方式の2方式について、制度的な視点や技術的な視点を中心に検討を進めております。

引き続き、両方式を含めた、託送利用者様にとって利用いただきやすい同時同量方式の構築に向け、さらに具体的な検討を進めてまいります。

なお、プロファイリング方式は、全面自由化後に託送供給件数が増加した場合でも、託送利用者様に過度な負担とならないよう運用の簡素化を図るものです。また、ロードカーブ方式は、託送利用者様に導管ネットワークの維持に一定程度ご協力いただきながら、自社小売部門と同条件で導管をご利用いただくもので、いずれも自主的な取組みの目的である利便性・公平性の向上に資するものと考えております。

（イ）託送供給検討受付センター（仮称）の開設：平成27年4月予定

①取組み内容

自社小売部門及び新規参入者からの供給検討依頼について受付する窓口を一本化。社内外を問わず受付順に対応し、台帳により受付日と回答日を記録・保存する。新規参入者から要請があれば進捗状況を開示する。

また、供給検討の平均所要日数をホームページ上で公開する。なお、小売全面自由化を実施すれば、その内容を小口分野にも拡大する。

②進捗状況

3社とも本年4月に「託送受付センター」を設置済みです。各社のホームページ等で周知公表を実施しており、自社小売部門及び託送利用者様からの供給検討依頼に対応しているところです。

なお、自社小売部門と託送利用者様のそれぞれの供給検討に要した平均所要日数につきましては、ガス事業監査に加え、報告書に記載の通り、ホームページ上で公表することを予定しております。（10月を目途に公表予定）

(ウ) 需要家情報開示センター（仮称）の開設：平成 27 年 4 月予定

①取り組み内容

自社小売部門及び新規参入者からの導管部門の需要家情報の開示請求について受付する窓口を一本化。情報開示請求を書面にて受け付け、需要家の承諾の上、請求者に対して当該需要家に関する情報（託送料金相当額、需要実績）を開示するための窓口を創設する。

②進捗状況

3 社とも本年 4 月に「託送情報センター」を設置済みです。各社のホームページ等で周知公表を実施しており、問合せ窓口として対応を行っております。

自社小売部門および託送利用者様からお問い合わせをいただいた際に、需要場所の基本情報に加え、月毎の託送供給量や最大払出ガス量等の情報を提供する体制を整備しております。

(エ) 託送検討ルールの改善及び公表内容の拡充：小売全面自由化実施時期の半年前予定

①取り組み内容

託送供給の検討料については、現行の一律的な体系から、接続形態や託送検討の内容によって、より実務負担を反映したきめ細かな料金体系へと移行。加えて、現行小口分野を含めた託送供給検討料の体系整備を行うとともに、ホームページ上で検討料体系を常時公表する。

②進捗状況

現行小口分野を含めた託送供給検討のあり方について、託送供給検討料の体系を中心に検討を進めているところです。

(オ) 託送収支の公表様式の追加、検証等による透明性向上：平成 27 年度実績分から実施予定

①取り組み内容

託送収支計算書を公表する際に、収益及び費用ともに自主的な公表様式を追加。現行の規則では求められていない、公認会計士による託送収支計算書の検証等、透明性向上の取組を検討する。

②進捗状況

省令等で規定されている託送収支の公表様式に加える追加様式について検討を進めているところであり、平成 27 年度託送供給収支の公表時に追加公表することを予定しております。

(カ) 継続的・包括的に託送供給制度を改善するための、ガス導管事業者・ガス小売事業者が参加する検討会の創設：平成 27 年度予定

①取り組み内容

持続的な改善活動を行うため、当事者間の生の声による実効性ある改善を促進するべく、各ネットワーク単位でガス導管事業者・ガス小売事業者による会議体を創設。定例合同検討会や臨時個別検討会等を開催し、現状の取組の検証、課題の共有、改善策の検討等を行う。

②進捗状況

3 社とも本年 3～4 月に「託送検討会」を設置し、託送利用者様と定期的に意見交換をしながら、実務面を中心とした改善等について検討を進めているところです。

【参考】託送検討会の開催実績

	開催時期	開催回数
東京ガス	4 月～ 8 月	4 回開催
大阪ガス	4 月～ 8 月	11 回開催 (別途、2～3 月に事前確認会 4 回開催)
東邦ガス	3 月～ 8 月	4 回開催

(キ) ガス導管事業者の託送業務遂行における中立性確保のため、行政が事業者の求めに応じて打ち合わせに参加する等の仕組みの創設：平成 27 年度予定

①取り組み内容

行政が、事業者の求めに応じて打ち合わせに参加する等、ガス導管事業者の業務遂行における適正性を確認する。

②進捗状況

当面は、(カ) 託送検討会での状況について、行政当局様へ報告し、適宜、アドバイスをいただく予定です。

※なお、大阪ガスでは、本年 8 月 27 日に、行政当局様、託送利用者様、大阪ガスが同席し、託送検討会にかかる中間報告を実施済みです。

(ク) 託送供給料金原価からの気化コストを除外：平成 30 年 3 月を待たず可能な限り早期に実施

①取り組み内容

気化コストと圧送コストの分離を早期に実施することにより、託送供給料金を低減する。

②進捗状況

東邦ガスでは、平成 27 年 9 月 1 日実施の料金改定のタイミングで気化コストを控除し、算定いたしました。

東京ガスおよび大阪ガスにおいても、ガス料金見直し等のタイミングで、猶予期限である平成 30 年 3 月を待たずに、可能な限り早期に控除する予定です。

以 上